

別紙-4 監視計画

(1) 監視項目

- 1) 海洋投入処分の実績に関する事項について
 - ① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について
 - ② 廃棄物の判定基準への適合状況について
- 2) 海域の状況について

(2) 監視の方法

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

- ① 海洋投入処分をした廃棄物の数量

排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する(表-1)。

- ② 廃棄物の判定基準への適合状況について

海洋投入処分を行う毎年10月1日～翌年9月30日ごとに、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況、及び「その他の有害物質」のうち事前評価で確認されたトリプチルスズの判定基準との適合状況を確認することとする^{※1}。

なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する(表-1)。

表-1 海洋投入処分の実績に関する事項の監視項目及び監視方法

監視項目	監視の方法	監視の頻度
①海洋投入処分をした廃棄物の数量について	排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき海洋投入をした一般水底土砂の数量を確認する。	海洋投入処分を行う毎年10月1日～翌年9月30日ごとに1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入処分した廃棄物の数を(2)1)①に定めるところにより確認する。
②廃棄物の判定基準への適合状況について	海洋投入処分を行う毎年10月1日～翌年9月30日ごとに、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする。なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する。	海洋投入処分実施前に、判定基準への適合状況を(2)1)②に定めるところにより確認する。 また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故(油等流出事故)、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

^{※1} 「添付書類-2 廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類」の表1-7(2)に示すとおり、一部地域において柱状採泥調査の結果、DL-2.52m～DL-3.02mでトリプチルスズの分析結果が基準値を超過したことから、「添付書類-1 一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類」の「2.12)」に示すとおり基準値を超過した深度について掘削を行わないものとし、一部の区域の浚渫深度を-2.50mとした。

2) 海域の状況

海域の状況については、事前評価において現況の把握を行った調査項目に関し、把握した現況からの変化が生じているか否かについて、調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集により把握する。なお、資料の継続的な収集が難しい場合は、専門家やその他の知見を有する関連行政部署からの聴取等も行う。

ただし、現況を把握する際に用いた資料については、監視調査の実施時期における更新情報の確認が難しいと考えられることから、直接的な環境変化が想定される水環境、海底環境については現地調査により試料を採取・分析して状況の把握を行う(表-2)。

表-2 海域の状況に関する事項の監視項目及び主な監視方法

監視項目		監視の方法	監視の頻度
水 環 境	海水の濁り	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理により現況からの変化が生じているか否かについて把握する。 資料の継続的な収集によって、海洋投入処分後の現況把握が難しい場合は、現地調査を行って把握する。 	当該許可に基づく海洋投入処分の中間年、及び終了後にそれぞれ1回実施する。
	有害物質等による海水の汚れ		
海 底 環 境	底質の有機物質の量	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。 	
	有害物質等による底質の汚れ		
生態系	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。 	
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育・生息にとって重要な海域の状態		
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態		
人と 海 洋 と の 関 わ り	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。 	
	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域の利用状況		
	漁場の利用状況		
	沿岸における主要な航路の利用状況		
	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況		

(3) 監視の頻度

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量

海洋投入処分を行う毎年10月1日～翌年9月30日ごとに、当該単位期間に海洋投入処

分した廃棄物の数量を(2)1)①に定めるところにより確認する。

② 廃棄物の判定基準への適合状況

海洋投入処分実施前に、判定基準への適合状況を(2)1)②に定めるところにより確認する。

また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故(油等流出事故)、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

監視の方法と監視の頻度を表-1に示す。

2) 海域の状況

海域の状況の監視の頻度は、当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適切な時期とし、令和5年度（中間年）及び令和7年度（最終年）の2回実施する。

表-3 海域の状況の監視の頻度

監視項目	監視の頻度
海域の状況	令和5年度（中間年）
	令和7年度（最終年）

なお、監視を実施した後、その結果を遅滞なく環境大臣へ報告する。特に、判定基準の適合状況の監視結果については、監視を実施した時は、その都度、速やかに報告する。